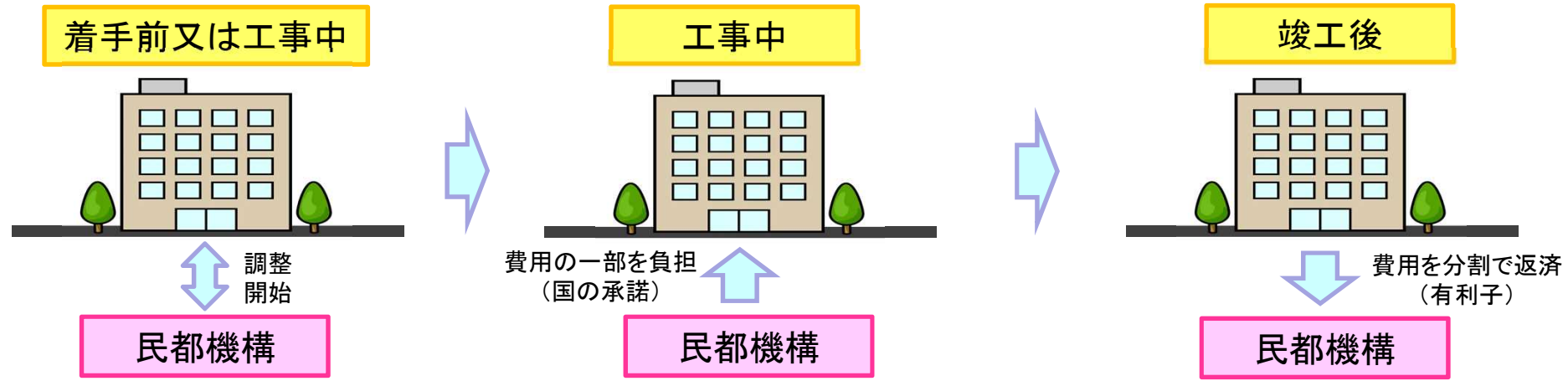


津波等からの退避機能を備えた施設を整備する民間事業者に対して、(一財)民間都市開発推進機構が工事費の一部を負担する制度。負担した費用は、20年割賦で利子を付与し返済する。(長期・低金利融資と同等)



## 制度利用のための主な要件等

- 支援要件** 以下の要件をすべて満たすこと
  - 緑地又は広場の整備を伴うもの
  - 事業区域面積: 500m<sup>2</sup>以上
  - 延床面積: 2,000m<sup>2</sup>以上 (減免措置有り)
  - 津波等からの一時的な避難が可能であること。
  - 防災施設(備蓄倉庫、非常用電源設備、退避施設等)を伴うもの。
- 支援対象施設**
  - 旅客ターミナル
  - 業務ビル
  - 倉庫
  - 宿泊施設 等
- 支援限度額**
  - 「総事業費の50%」又は「共同利用部分の整備費」のいずれか少ない額

